

## 第25期第2回新居浜市農業委員会総会議事録

### 1 会議の日時及び場所

(1) 会議の日時 令和5年9月5日(火曜日) 13:30~15:00

(2) 会議の場所 市庁舎5階 大会議室

### 2 会議に出欠席した委員数及び氏名等

#### (1) 農業委員

第1番	岡田悦明	第11番	田坂健次
第3番	藤田幸正	第12番	曾我部英敏
第4番	塩見敏夫	第13番	小野春雄
第5番	村上壽一	第14番	伊藤繁次郎
第6番	横井直次	第15番	眞鍋篤俊
第7番	寺尾俊行	第16番	土岐典子
第8番	星加誠	第17番	渡邊勝俊
第9番	藤田隆	第18番	石川千壽子
第10番	田村伊佐雄	第19番	山口三七夫

#### (2) 農地利用最適化推進委員

第1番	矢野一臣	第8番	神野明仁
第2番	近藤孝志	第9番	近藤美喜男
第3番	加藤宏司	第10番	眞鍋哲哉
第4番	永易博隆	第11番	土岐秀男
第5番	小野義尚	第12番	飯尾博光
第6番	井下八郎	第13番	高橋秀実
第7番	神野伸二	第14番	神野鉄治

#### (3) 欠席委員

第2番 安藤育雄

### 3 会議に出席した事務局職員

事務局長	原道樹	事務局次長	藤田美保
農政係長	中島康治	主任	井上貴清
専門員	和田昌志		

### 4 傍聴者

なし

## 5 議事日程

農地関係 農地法第3条、第4条、第5条申請関係等の審議について  
農政関係 地域計画について



### 13時30分開会

#### 【原事務局長】

御起立ください。礼。御着席ください。

総会に先立ちまして、委員の出席状況を御報告いたします。農業委員18人、推進委員14人でございます。よって、過半数に達しており、この会が成立していることを御報告いたします。

それでは、会長よろしく申し上げます。

#### 【藤田会長】

みなさん、こんにちは。

朝晩は涼しくなってきましたが、日中はまだまだ暑さが厳しい日々でございます。

二十四節季ではもうすぐ白露になります。白露とは、夜の冷え込みによって朝に露がついて、それが白く見えるということです。

今の時期は、稲を刈ったり他の作物に向けて準備をしたり、何かと作業をする時期だと思いますので、体調管理には気を付けていただきまして農業委員会の活動にもお力添えしていただきたいと思っております。

それでは、ただいまから第2回新居浜市農業委員会総会を開会いたします。

まず、本日の議案につきましては、農地関係は議案第1号から議案第4号まで、農政関係は「地域計画について」を議題といたします。

なお、本日の議事録署名委員でございますが、会議規則第19条の規定により会長において、横井直次委員と寺尾俊行委員を指名いたします。両委員さん、よろしくお願いいたします。

これより農地関係の議案の審議に入ります。議案書目次をお開きください。

議案中第1号及び第2号は決議事項、第3号及び第4号は意見事項となっております。加えまして、報告事項が1件、参考事項が1件ございます。

1ページを御覧ください。

議案第1号「農用地利用集積計画について」を議題に供します。

事務局から議案の説明をお願いします。

#### 【藤田次長】

議案第1号につきましては、農業経営基盤強化促進法附則第5条（農用地利用集積計

画に関する経過措置)の規定による農用地利用集積計画でございます。

内容といたしましては、田2筆、1,308㎡でございます。

2ページをお開きください。

69番、70番の2件ございまして、内訳といたしましては、新規設定が2件。期間は5年1ヶ月間が1件、3年1ヶ月間が1件。利用権の種類は使用貸借権が2件となっております。

以上の計画内容につきましては、新居浜市が定める「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」に適合するものであること等を確認いたしております。

御審議、よろしくお願いいたします。

#### 【藤田会長】

ありがとうございました。

以上、69番及び70番について質疑に入ります。

御意見、御質問はございませんか。

(「なし」の声あり)

ないようですので、原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

御異議なしと認めます。

よって、議案第1号「農用地利用集積計画について」を原案のとおり決定させていただきます。

3ページを御覧ください。

議案第2号「農地の所有権移転について」を議題に供します。

事務局から議案の説明をお願いします。

#### 【井上主任】

議案第2号につきましては、農地法第3条第1項の規定による農地の所有権移転で、申請件数は6件です。

4ページをお開きください。

23番、角野新田町二丁目、畑4筆、面積2,734㎡、譲受人は市内在住の2-1さん。

譲受人は現在4反4畝ほどの農地を耕作しており、今回、経営規模拡大を目的に、申請地を取得するため、農地法第3条による申請が提出されたもので、作付けはサツマイ

モを予定しております。

24番、上原一丁目、畑2筆、合計面積928㎡、譲受人は市内在住の2-2さん。

譲受人は現在5畝ほどの農地を耕作しており、今回、経営規模拡大を目的に、既耕作地に隣接する申請地を取得するため、農地法第3条による申請が提出されたもので、作付けは果樹及び季節野菜を予定しております。

5ページを御覧ください。

25番、田の上二丁目、田1筆、面積934㎡、譲受人は市内在住の2-3さん。

譲受人は現在2反1畝ほどの農地を管理・耕作しており、今回、経営規模拡大を目的に、既耕作地に隣接する申請地を取得するため、申請が提出されたもので、作付けは季節野菜を予定しております。

26番、萩生字治良丸、畑1筆、面積259㎡、譲受人は市内在住の2-4さん。

譲受人は現在7畝ほどの農地を管理・耕作しており、今回、自宅に隣接し、これまで農作業委託を受けて譲受人の父母が耕作していた申請地を取得するため、申請が提出されたもので、作付けは季節野菜を予定しております。

6ページを御覧ください。

27番、大生院字川口、畑1筆、面積105㎡、譲受人は2-5さん。

譲受人は当該地域周辺で営農を行っている農地所有適格法人で、今回、経営規模拡大を目的に、管理が困難となっていた申請地の贈与を受けるため、申請が提出されたもので、作付けは季節野菜を予定しております。

28番、萩生字岸ノ下、畑1筆、面積106㎡、譲受人は市内在住の2-6さん。

譲受人は申請地である農地をこれまでも家族で管理・耕作しており、今回、子へ生前贈与を行うため、申請が提出されたもので、作付けは引き続き季節野菜を予定しております。

以上、23番から28番までのいずれの案件につきましても、議案書及びお手元に配布させていただいております別紙調査書に記載のとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

御審議の程、よろしくお願いいたします。

#### 【藤田会長】

ただいまの説明に係る現地調査の結果並びに補足説明につきましては、23番は小野春雄委員、24番は伊藤繁次郎委員、25番は永易博隆委員、26番は高橋秀実委員、27番は渡邊勝俊委員、28番は眞鍋篤俊委員から、それぞれ報告をお願いいたします。

まず、小野委員さんお願いいたします。

#### 【小野（春）委員】

報告させていただきます。

8月17日に譲受人に今後の取り組み等、伺いに行きました。他のところでも、すでにサツマイモの作付けをしております。熱心な方で管理も十分行き届いておりました。地域との調和要件も問題ありません。よろしく願いいたします。

**【藤田会長】**

ありがとうございました。

続いて、伊藤委員さんお願いいたします。

**【伊藤委員】**

8月17日に譲受人のところに伺いまして、内容を確認しました。

申請地は自宅の隣で、今までも管理をしていたようです。今後は柑橘をする予定とのことです。

地域との調和要件も問題ないと思われまますので、御審議の程よろしく願いいたします。

**【藤田会長】**

ありがとうございました。

続きまして、永易委員さんお願いいたします。

**【永易委員】**

17日に現地に行って確認しました。農地は自宅からも近くにありまして、スナックエンドウやオクラを作っていく予定とのことです。

特に問題はありませんでしたので、御審議の程よろしく願いいたします。

**【藤田会長】**

ありがとうございました。

続きまして、高橋委員さんお願いいたします。

**【高橋委員】**

8月19日に現地の確認と譲受人にお話を聞かせていただきました。

申請地は現在、畑として利用されて夏野菜のトウモロコシやカボチャを作付けしておりました。申請地は、譲受人の自宅のすぐ北側になります。農機具も保有しており、きれいに管理されていました。

地域との調和要件も特に問題ないと思われまます。よろしく願いいたします。

**【藤田会長】**

ありがとうございました。  
続きまして、渡邊委員さんお願いいたします。

**【渡邊委員】**

譲受人は、地域で手広く耕作されております。申請地は、現在草が生えていますが、耕起すればすぐに作付けできると思われます。境界もはっきりしており、地域との調和要件も問題ないと思われます。

**【藤田会長】**

ありがとうございました。  
続きまして、真鍋委員さんお願いいたします。

**【真鍋委員】**

申請地を確認しました。きちんと耕作されており、畑として適切に利用されていることを確認しました。  
地域との調和要件も問題ないと思われます。

**【藤田会長】**

ありがとうございました。  
以上、23番から28番までについて質疑に入ります。  
御意見、御質問はございませんか。

(「なし」の声あり)

ないようですので、原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

御異議なしと認めます。

よって、議案第2号「農地の所有権移転について」を原案のとおり決定させていただきます。

7ページを御覧ください。

議案第3号「農地の転用を伴う所有権移転等について」を議題に供します。  
事務局から議案の説明を願います。

【井上主任】

議案第3号は農地法第5条第1項の規定による権利移動を伴う農地転用の申請で、申請件数は7件です。

8ページをお開きください。

117番、外山町、田2筆、譲受人は3-1さん。

内容は自己住宅1戸67.08㎡、農地区分はその他の農地である第2種農地と判断され、権利区分は所有権移転です。

118番、船木字池田、畑2筆、譲受人は3-2さん。

内容は建売住宅2戸125.84㎡、一体利用地として、宅地379.04㎡があり、農地区分は上水管及び下水管が埋設されている道路の沿道の区域であって、申請地から概ね500m以内に市立船木小学校及び市立船木中学校が存在するため第3種農地であると判断され、権利区分は所有権移転です。なお、当該申請地は過去に譲渡人が農地法第5条許可にて取得した農地で、転用事業が実施される前に当該申請が提出されたことから、後程説明させていただきます12ページ議案第4号4番及び5番のとおり、当初計画の変更承認申請も併せて提出されております。

119番、中西町、田1筆、譲受人は3-3さん。

内容は自己住宅1戸113.44㎡、農地区分は上水管及び下水管が埋設されている道路の沿道の区域であって、申請地から概ね500m以内に市立角野中学校及び循環器科林病院が存在するため第3種農地であると判断され、権利区分は使用貸借権で期間は永年です。

9ページを御覧ください。

120番、上原二丁目、畑1筆、譲受人は3-4さん。

内容は宅地分譲4区画、農地区分は用途地域であるため第3種農地であると判断され、権利区分は所有権移転です。

121番、船木字高祖、畑1筆、譲受人は3-5さん。

内容は露天駐車場及び露天資材置場、一体利用地として宅地413㎡があり、農地区分は昭和42年に土地改良事業である畑地灌漑事業が実施されたため、第1種農地と判断され、権利区分は所有権移転です。なお、当該案件は第1種農地ではありませんが、隣接倉庫と一体で利用されることから例外許可事由の既存施設の拡張に該当します。

122番、多喜浜二丁目、田2筆、譲受人は3-6さん。

内容は露天資材置場、農地区分はその他の農地である第2種農地と判断され、権利区分は所有権移転です。

10ページをお開きください。

123番、船木字高祖、田1筆、譲受人は3-7さん。

内容は自己住宅1戸112.20㎡、農地区分はその他の農地である第2種農地と判断され、権利区分は所有権移転です。

以上、117番から123番までのいずれの事案につきましても、申請書および土地改良区の意見書等の添付資料を確認し、転用行為が遂行される確実性等の一般基準についても認められるものであることを、事務局より報告させていただきます。

御審議の程、よろしく申し上げます。

【藤田会長】

ありがとうございました。

以上、117番から123番までについて質疑に入ります。

御意見、御質問はございませんか。

(近藤(孝)委員挙手)

【近藤(孝)委員】

最初なので教えてほしいのですが、この議案第3号は農地法第5条で、農地を転用して所有権移転も同時にするという構わないのですね。

【井上主任】

そうですね。同時になります。

【近藤(孝)委員】

農地から宅地や雑種地に変わるということですが、123番は雑種地になるということですよ。

【井上主任】

はい。

農地を農地外にして、権利移動を伴うものが5条になります。

【近藤(孝)委員】

ありがとうございました。

【藤田会長】

他にございませんか。

(「なし」の声あり)



ないようですので、原案のとおり許可相当として意見を決定してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議案第3号「農地の転用に伴う所有権移転等について」を許可相当として県知事に意見を送付いたします。

11ページをお開きください。

議案第4号「農地転用事業計画変更について」を議題に供します。

事務局から議案の説明をお願いします。

#### 【井上主任】

議案第4号は農地転用事業計画変更申請で、申請件数は3件です。

12ページをお開きください。

4番及び5番は一体利用計画への変更ですので一括して説明させていただきます。

船木字池田、畑、合計2筆、当初計画者は4番が4-1さん、5番が4-2さん、承継者は4-3さんです。

変更内容は承継による変更及び事業内容の変更で、変更理由等については議案書に記載のとおりとなります。なお、変更後の計画については、先ほど説明させていただきました議案第3号118番と同じ内容となります。

13ページを御覧ください。

6番、萩生字岸ノ下、雑種地1筆、当初計画者は4-4さん、承継者は4-5さんです。

変更内容は承継による変更及び事業内容の変更で、変更理由等については議案書に記載のとおりとなります。

以上、4番から6番までのいずれの事案につきましても、変更申請書及び添付資料を確認し、変更事由が転用事業者の故意又は重大な過失ではなく、変更後の転用行為が遂行される確実性等の一般基準についても認められるものであることを、事務局より報告させていただきます。

御審議の程よろしくをお願いします。

#### 【藤田会長】

ありがとうございました。

以上、4番から6番までについて質疑に入ります。

御意見、御質問はございませんか。

(「なし」の声あり)

ないようですので、原案のとおり承認相当として意見を決定してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

御異議なしと認めます。

よって、議案第4号「農地転用事業計画変更について」を承認相当として県知事に意見を送付いたします。

続きまして、14ページをお開きください。

「引き続き農業経営を行っている旨の証明について」を事務局から報告をお願いします。

**【藤田事務局次長】**

御報告の前に、まず納税猶予について御説明させていただきます。

配布しておりますパンフレットを御覧ください。

<納税猶予について説明>

それでは、14ページを御覧ください。

引き続き農業経営を行っている旨の証明について、御報告いたします。

租税特別措置法第70条の6第32項の規定に基づく引き続き農業経営を行っている旨の証明願です。納税猶予の特例を受けている農業相続人は、納税猶予期間中、3年ごとに、引き続き納税猶予の農業経営を行っている旨の証明等を添えて税務署に届け出ることとなっております。

第6番、第7番の2件でございます。

第6番、徳常町、田所町、新須賀町、宇高町、田の上の田15筆。面積は計12,739㎡、相続人は4-1さんです。被相続人は4-2さんです。

相続開始年月日は、平成25年11月7日。地元委員岡田悦明委員さん、加藤宏司委員さん、永易博隆委員さんと事務局が該当農地を現地調査して適正に運営されていることを確認いたしました。

続きまして第7番、土橋、田4筆、畑2筆、面積計3,655㎡、相続人は4-3さんです。被相続人は4-4さんです。

相続開始年月日は、平成28年11月9日。地元委員の伊藤繁次郎委員さんと

事務局が該当農地を現地調査して、適正に運営されていることを確認いたしましたので御報告いたします。

**【藤田会長】**

ありがとうございました。

続きまして、15ページを御覧ください。

参考事項は、農地法第18条第6項の規定による合意解約の通知についての参考事項ですので、お目通しをお願いします。

以上をもちまして、農地関係の議案の審議がすべて終了いたしました。

よって、これをもちまして暫時休憩といたします。

なお、14時15分から総会を再開いたします。

～休憩～

**【藤田会長】**

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

これより農政関係の議題に入ります。本日は、御案内しておりましたとおり「地域計画について」を議題といたします。

なお、本日は、経済部農林水産課から担当職員をお招きしておりますので、ご紹介させていただきます。農林水産課の赤壁主任です。

それでは、よろしく願いいたします。

**【農林水産課赤壁主任】**

<「地域計画について」説明>

**【藤田会長】**

ありがとうございました。

今、説明がありましたように、皆様方の協力も必要となります。

何か質問等ございませんか。

(曾我部委員挙手)

**【曾我部委員】**

新居浜市として具体的にどうするかというのを、今、決めているところですか。

**【農林水産課赤壁主任】**

そうですね。まず、農業者さんに今後の土地の利用についてアンケートを回収していただいたものがありますので、それをもとに、自分ではもう耕作しない土地をどうやっていくか、地図に色塗りして考えているところではあります。

実際に、担い手の方を交えてお話をし、最終的に決まっていくと思います。

**【曾我部委員】**

農業委員会でも、土地の利用や耕作放棄地の調査をずっとやっているのですが、農林水産課でも別でしているのですか。

**【農林水産課赤壁主任】**

農業委員会の方でいただいた調査をもとに、農林水産課も一緒になってしています。

**【曾我部委員】**

わかりました。

こういった話が出ているのであれば、行政が主になってやらしてもらわないと、こちらから手をあげてやるというのはなかなか難しいです。

**【農林水産課赤壁主任】**

一番、主になるのは農業者さんだと思っています。

行政が主で計画を立てても、なかなか計画通りにはできてないところもありますので、一緒になってやっていけたらと思っています。

**【曾我部委員】**

農業者が主になってというのは、なかなか難しいですね。

**【農林水産課赤壁主任】**

協議の場というのを、丁寧に設けていこうと考えております。

**【藤田会長】**

いつ頃から始めるのですか。

**【農林水産課赤壁主任】**

10月、11月ぐらいから、地域を決めてやっていこうと思っています。

**【藤田会長】**

最終的に令和6年までなので、1年半しかないということですね。

新居浜は非常に厳しいのではないかと思います。小規模の経営体の集まりで、農業から離れていく人がどんどん増えています。そういったところをすぐに耕作できる担い手もいません。生産価格が低いから、就農する人も少なくなる負のスパイラルになっています。それをどこかで、新居浜の特性を生かして農業に利用していくことを考えないと、なかなか地域計画も難しいと思います。地区ごとに分けてといいますが、菘生みみたいにかなり大きいところだとわかりかねる部分があると思います。

**【農林水産課赤壁主任】**

実際の話し合いの場では、一度に大きい地域をするのは無理だと思うので、字単位で分けたりしたいと思っています。

**【藤田会長】**

皆さん一緒になって、農業は人間が生きるための食糧を生産している力になっている、そういったことを心に持ってやっていただければ良いと思います。

他に質問はございませんか。

(近藤(孝) 委員挙手)

**【近藤(孝) 委員】**

担い手が主体でやっていかなければいけないというのはわかるのですが、担い手というのは農家所得がある程度あって、農業に魅力があるということを知ってもらわないと、いくら話しても無理だと思います。

何か、行政で助成金みたいなものがあったらいいのではと思います。

**【農林水産課赤壁主任】**

今、新居浜市内で若い農業者さんで、いろいろ経営改善して業績を伸ばしている農家さんもいます。助成金があるから業が成り立つというのは、あまり好ましくないかと思えます。

**【近藤(孝) 委員】**

なかなか、新居浜で農業するというのは難しいと思うので、そういった成功している農家さんの体験をいろいろな場で知らせていくことが必要だと思います。

**【農林水産課赤壁主任】**

そうですね。そういったことを紹介していく必要があると思います。

**【藤田会長】**

他にございませんか。

今、ありましたように秋口から、地域計画について農林水産課が窓口になってやっていくと思いますので、農業委員会も各地域でお力添えをお願いしたいと思います。

以上をもちまして、第2回新居浜市農業委員会総会を閉会いたします。

**【原事務局長】**

御起立ください。礼。ありがとうございました。



新居浜市農業委員会会議規則第19条第2項の規定によりここに署名する。

新居浜市農業委員会総会

会 長

委 員

委 員